

## 第 9 章 事後調査計画

事後調査計画は、第 8 章で整理した環境保全措置において効果の不確実性が高い場合に実施する、または、影響はないと予測したが、周辺への影響の大きさからモニタリングが必要と事業者が判断した項目について自主的に実施するものとした。

なお、表 9-1-1 の項目については県条例に基づき工事完了時に縦覧公告を実施するものとし、表 9-1-2 の項目については事業者が自主的に調査を行い、インターネット等で適宜公表する。各調査項目の事後調査地点を図 9-1-1 に示す。

事後調査の結果、予測を超える環境影響が生じていることが判明した場合には、その原因を究明するとともに、環境保全措置の強化や追加を行う。

表 9-1-1 事後調査計画（工事期間中に調査し、工事完了時に事後調査報告を行う調査項目）

調査内容						
環境要素	事後調査の項目	期間	方法	時期	地点	基準値または目安となる基準
騒音	騒音レベル	工事中	JIS Z8731「環境騒音の表示・測定方法」および「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に定める方法	工事期間中 1回/年 (工事中の建設機械稼働に伴う影響が最大となる1日)	敷地境界 1箇所	騒音規制法に定める規制基準
水質	濁水(SS)	工事中	「水質調査方法」(昭和46年環水管第30号)に定める方法	工事期間中 1回/年 (出水時)	放流水路 1箇所	公害の防止に関する条例に定められる特定事業場の上乗せ排水基準
地下水	地下水位	工事中	自記式水位計による水位観測	工事期間中 通年 (連続観測)	観測井戸 4箇所	現況水位
	地下水質	工事中	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に定める方法	工事期間中 4回/年 (四季に各1回)	観測井戸 4箇所	地下水環境基準

表 9-1-2 事後調査計画（供用開始後に自主的に行う調査項目）

調査内容						
環境要素	事後調査の項目	期間	方法	時期	地点	基準値または目安となる基準
大気質	ダイオキシン類	供用時	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成20年3月）に定める方法	供用開始1年目 4回/年 （四季に各1回）	4箇所 ・馬場町会館 ・若草中央公園 ・青山小学校 ・関西電力変電所	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準
低周波音	低周波音レベル	供用時	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月環境庁大気保全局）に準拠	供用開始1年目 1回/年 （施設の稼働が定常状態に達した時期の24時間）	敷地境界 1箇所	「道路環境影響評価の技術手法 2007改訂版」に示す指標値
悪臭	臭気指数	供用時	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法	供用開始1年目 2回/夏季 （施設稼働時、休止時）	敷地境界の1箇所	自主規制値 （臭気指数10）
地下水	地下水質	供用時	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）に定める方法	供用開始1年目 4回/年 （四季に各1回）	観測井戸 4箇所	地下水環境基準



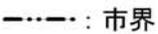
凡例



: 事業予定地



: 草津市立クリーンセンター



: 市界

■ : 大気質 (ダイオキシン類)

▲ : 騒音・低周波音

● : 悪臭

◆ : 水質 (濁水)

▲ : 地下水 (水位・水質)  
事業予定地内4箇所

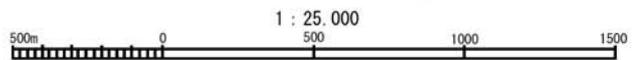


図 9-1-1 事後調査地点